

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <https://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 椿本和幸

万全の「備え」が

被害を防ぐ!

洪水から守ろうみんなの地域

水防月間

令和元年 **5月1日水**～**5月31日金**

北海道は **令和元年6月1日土～30日日**

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体

水防団員 募集中!

水防活動は、災害時に地域の安全を守る重要な仕事です。大規模な災害に備え、地域を守るために、ぜひご参加ください。

水防団員への応募は、以下のウェブサイトから行えます。

身近な川の情報は <https://www.river.go.jp/>

ハザードマップ <https://disportal.gsi.go.jp/>

DIMAPS(災害情報) <https://www.dimaps.go.jp/>

治水ナビ <https://治水ナビ.gsi.go.jp/>

水防団員への応募は、以下のウェブサイトから行えます。

<https://www.waterdefense.go.jp/>

<https://watermap.gsi.go.jp/>

2019年度 水防月間ポスター

● 目次

平成31年度 新規事業(河川)等について…… 2
 水防月間について…… 7
 船場川洪水調節施設の完成について…… 11

玉来ダム定礎式…… 15
 サルダム竣工式について…… 17
 柿川放水路竣工式…… 19

平成31年度 新規事業(河川)等について

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
河川環境課

1. はじめに

昨年は、西日本を中心とした広い範囲に記録的な大雨をもたらした平成30年7月豪雨により、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫等が発生した。特に、高梁川水系小田川では、堤防決壊による大規模な浸水が発生し、また肱川水系肱川では、溢水により広範囲で浸水が発生するなど甚大な被害が発生した。一方で、淀川水系桂川では、河川改修やダムの整備など、これまで治水事業において整備したインフラにより、被害を大幅に軽減するなど、これまでの整備が効果を発揮した。

引き続き、地域の安全・安心を確保するため、計画的な事前防災対策を着実に実施するとともに、災害が発生した地域においては、再度の災害を防止・軽減するための治水対策を緊急的・集中的に実施する。以下では、平成31年度に新たに着手する治水事業及び新規予算制度について紹介する。なお、今回紹介する事業のほかにも、近年の災害を踏まえて実施した「重要インフラの緊急点検」の結果に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、人命リスクが高い地域において実施する堤防強化対策など、緊急に実施すべき対策を行うこととしている。

また、国土交通省では、平成9年の河川法改正により河川法の目的の一つとされた、「河川環境の整備と保全」のため、多自然川づくり等の環境に配慮した整備を推進しており、河川改修時における環境への配慮のほか、総合水系環境整備事業として地域との取組と一体となった「かわまちづくり」等に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備等を実施している。今般、矢部川において上記目的の達成に向けて、新たに総合水系環境整備事業として着手することから、治水事業とあわせて以下に紹介する。

2. 被災地域での緊急的な治水対策

河川の氾濫により甚大な被害が発生した地域においては、再度の災害を防止するため、浸水戸数等について一定の基準を満たす河川において、短期間での集中投資による事業を緊急的に実施し、浸水被害の軽減を図ることとしている。

平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生した高梁川水系小田川や肱川水系肱川では、集中的に実施する河川激甚災害対策特別緊急事業を含めた緊急治水対策に取り組んでおり、その他の地域においても再度災害防止のため、緊急的な治水対策事業を実施している。

3. 抜本的な治水対策

頻発・激甚化する水害に対しては、地域の安全を確保するため、抜本的な治水対策を実施することが非常に重要である。

治水安全度の向上に寄与するダム再生事業として、平成31年度から、新たに北上川上流ダム再生事業、藤原・奈良俣再編ダム再生事業、岩瀬ダム再生事業、佐幌ダム再生事業に新規着手(実施計画調査段階)する。

●北上川上流ダム再生事業(直轄)

【岩手県盛岡市】

四十四田ダムのかさ上げ、御所ダムの操作規則の変更による治水機能の増強を行う。

【事業概要】

事業内容：治水機能の増強

全体事業費：約300億円

事業期間：2019年度～2028年度



四十四田ダム



御所ダム

〈写真-1〉 四十四田ダムのかさ上げイメージと既設の御所ダム

●藤原・奈良俣再編ダム再生事業(直轄)

【場所 群馬県利根郡みなかみ町】

藤原ダムの利水容量と奈良俣ダムの洪水調節容量の振替等による治水機能の増強を行う。

【事業概要】

事業内容：治水機能の増強

全体事業費：約17億円

事業期間：2019年度～2022年度



藤原ダム



奈良俣ダム

〈写真-2〉 既設の藤原ダムと奈良俣ダム

●岩瀬ダム再生事業(直轄)

【宮崎県小林市、都城市】

岩瀬ダムの容量振替、放流設備増設による治水機能の増強を行う。

【事業概要】

事業内容：治水機能の増強

(容量振替、放流設備増設)

全体事業費：約500億円

事業期間：2019年度～2033年度



放流設備増設

岩瀬ダム

〈写真-3〉 既設の岩瀬ダムと放流設備増設イメージ

●佐幌ダム再生事業(補助)

【北海道上川郡新得町字新内】

佐幌ダムのかさ上げによる治水機能の増強を行う。

【事業概要】

事業内容：治水機能の増強

全体事業費：約130億円

事業期間：2019年度～2032年度



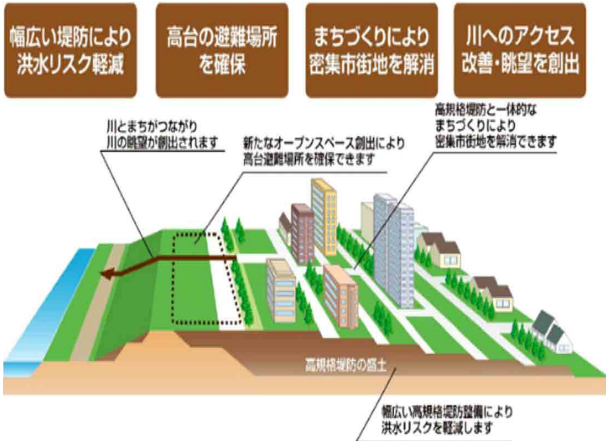
佐幌ダム

〈写真-4〉 既設の佐幌ダム

4. 高規格堤防の整備

高規格堤防は、「人命を守る」ということを最重視して、首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の低平地において、堤防の決壊による壊滅的な被害を回

避するために整備を進めている。高規格堤防の整備により、整備箇所の堤防の安全性は格段に向上し、氾濫時には周辺住民等の避難場所や様々な活動拠点として機能するとともに、良好な住環境が提供されるなど多様な効果が発揮される。平成31年度からは、新たに荒川・西新小岩地区、江戸川・下妙典地区に着工するとともに、高規格堤防の整備を加速化させるための新たな特例措置を創設した。



〈図-1〉高規格堤防の多面的な効果

●荒川直轄河川改修事業

高規格堤防(西新小岩地区)【東京都葛飾区】

本地区周辺で堤防が決壊すると、浸水区域内人口は約44万人、被害額は約14兆円に及ぶ等、甚大な被害が発生する可能性がある。このため、高規格堤防を整備することにより、堤防決壊による浸水被害を防止するとともに、敷地が高台化されることで、広域的な避難場所としての利用が可能となり、地域防災力が向上する。

【事業概要】

- 事業内容：延長約200m、幅約70m
- 全体事業費：約37億円
- 事業期間：2019年度～2028年度



〈写真-5〉西新小岩地区の現況

●利根川・江戸川直轄河川改修事業

高規格堤防(下妙典地区)【千葉県市川市】

本地区周辺で堤防が決壊すると、浸水区域内人口は約10万人、被害額は約3,400億円に及ぶ等、甚大な被害が発生する可能性がある。このため、市川市の都市公園の整備とあわせて、一体的に高規格堤防を整備することによって、堤防決壊による浸水被害を防止するとともに、高台が整備されることで、広域的な避難場所としての利用が可能となり、地域防災力が向上する。

【事業概要】

- 事業内容：延長約100m、幅約60m
- 全体事業費：約2.7億円
- 事業期間：2019年度～2021年度



〈写真-6〉下妙典地区の現況

●高規格堤防整備事業の促進に係る特例措置(税制)

高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮するが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、特例措置を創設し、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化させる。

【特例措置の内容】

高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。

5. 新規予算制度（治水対策）

●浸水対策重点地域緊急事業（社会資本総合整備）

近年の局地的大雨により全国の中小河川で浸水被害が頻発していることを踏まえ、中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区において、早期に再度災害の防止等を図るため、ハード・ソフト一体となった改修計画に対し、防災・安全交付金で重点的に支援する制度を創設した。対象事業は近年に河川の氾濫による一定規模以上家屋浸水被害があり、かつ浸水想定区域内において要配慮者利用施設や官公庁舎などの重要施設の浸水が想定される事業で、概ね5年間で完了する河川整備等により、目標とする外力に対して床上浸水被害の解消等を図ることとしている。

●浸水対策重点地域緊急事業（木曾川水系津保川）

【岐阜県関市、富加町】

木曾川水系津保川は、平成30年7月に、最大日雨量163mmの降雨により、床上浸水230戸、床下浸水139戸もの甚大な浸水被害を受けた。また、当該河川は、平成11年9月等の洪水においても浸水被害を受けている。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、河道掘削、特殊堤等の整備を集中的に実施し、治水安全の向上を図る。

【事業概要】

事業内容：河道掘削、特殊堤 等

全体事業費：48億円

事業期間：2019年～2023年



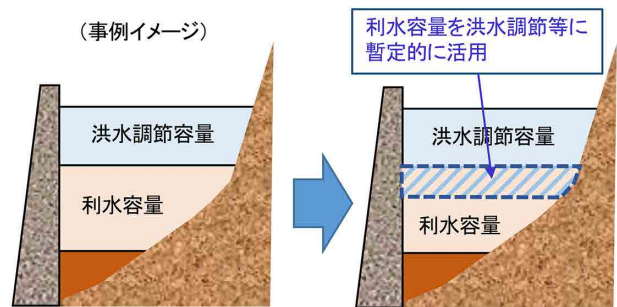
〈写真-7〉平成30年7月豪雨による床上浸水の痕跡

●堰堤維持事業の拡充（社会資本総合整備）

ダム建設事業やダム再生事業を一層推進するため、堰堤維持事業を拡充し、「利水容量の暫定的活用」、「ダム建設の合理化」の2つの制度を創設した。

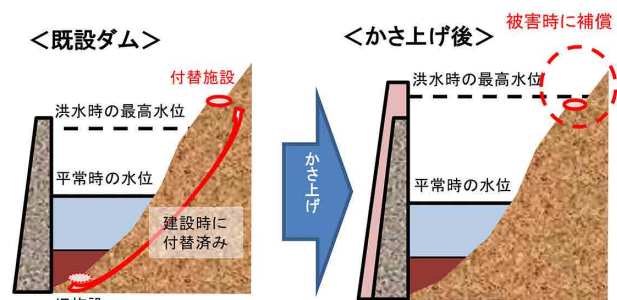
「利水容量の暫定的活用」は、既設多目的ダムに

おいて、利水容量の一部を、一時的に洪水調節容量として暫定的に活用することにより、治水安全度の向上を図る制度である。浸水被害を軽減するために、下流から河川改修を進めていくには相当の期間を要するが、既設ダムに将来の水需要に備えた利水容量がある場合には、その容量を暫定的に活用すれば早期の治水効果が見込まれる。



〈図-2〉「利水容量の暫定的活用」のイメージ

「ダム建設の合理化」は、水没する公共施設の付替工事よりも本体工事を先行させるため、堤体かさ上げ等のダム再生事業に伴い水没が想定される施設について、利用者の安全確保のための措置を前提として、水没した場合の実損額の補償を堰堤維持費の対象とする制度である。従来は、これらの水没が想定される施設は、ダム本体工事より前に、機能を補償する観点から付替・移設を行っており、事業完成までに時間を要していたが、この制度によって付替・移設を最小限にして事業を進めることが可能となり、ダム建設の合理化を図ることが期待される。



〈図-3〉「ダム建設の合理化」のイメージ

●河川大規模災関連事業の拡充

災害により被災した箇所の確実な再度災害防止を図るため、河川大規模災害関連事業の運用を変更し、改良復旧に要する費用の上限及び対策内容の適用範囲を拡大した。災害関連事業は、査定直後に予算が措置されるため、通常予算と比較して、復旧事業に早期着手が可能である。

従前	原形復旧	改良復旧	再度災害防止 (通常予算)
拡大後	原形復旧	改良復旧	再度災害防止

〈図-4〉適用範囲の拡大イメージ

6. 矢部川総合水系環境整備事業

矢部川は、その源を福岡、大分、熊本の3県にまたがる三国山(標高994m)に発し、有明海に注ぐ、幹川流路延長61km、流域面積647km²の一級河川である。

今回、矢部川水系環境整備として新規事業化するの、矢部川の中流部に位置する船小屋地区である。船小屋地区は、良質な温泉が湧出する船小屋温泉郷として昭和の中頃まで、多くの温泉宿が立ち並び、夏には矢部川で水浴を楽しむ人が多数訪れるなど福岡県南随一の保養地として賑わいを見せていた。

現在は、観光地の多様化など様々な理由により矢部川を訪れる人は減少しているものの、船小屋地区周辺は、九州新幹線の筑後船小屋駅(平成23年3月開業)、福岡県最大規模の広さを誇る県営「筑後広域公園」(平成17年から一部供用開始)、温泉施設を併設した物産館「川の駅恋ぼたる」(平成23年開業)、福岡ソフトバンクホークス二軍三軍専用球場「ホークスベースボールパーク筑後」(平成28年完成)など、開発が進んでおり、利活用の促進・賑わいの創出が期待される区域となっている。一方、河川内に目を向けると、水質も良好(H28年BOD年平均値0.5mg/L以下)であり、国の天然記念物「新舟小屋のクスノキ林」などと良好な景観を形成している。

このような、堤内の魅力的な施設による賑わいと、堤外の良好な環境を一体化・広域化するため、筑後市及びみやま市において平成29年度に「船小屋地区かわまちづくり協議会」を設立し、利活用計画を検討するとともに、中ノ島公園を中心とした水辺の賑わい創出・地域活性化を目指す社会実験等を行った。社会実験ではカヌー、SUPなどのアトラクション等を行い、当日は多くの家族連れなどで賑わいをみせた。(写真)その後、「かわまちづくり計画書」の変更登録や、計画段階評価及び新規事業採択時評価を行い、平成31年度より「矢部川総合水系環境整備事業」として実施することとなった。

【事業概要】

事業内容：管理用通路、高水敷整正、堤防緩傾斜化等

総事業費：約8億円

事業期間：2019年度～2028年度



〈写真-8〉社会実験で賑わう様子(2018年9月)

船小屋地区では国の天然記念物の「船小屋ゲンジボタル発生地」や「新舟小屋のクスノキ林」があり、堤内地でも集客力のある施設の整備が進んでいる。今後、歴史・文化・自然に配慮し、関係機関と調整を行い、当該地域のかまちづくりを推進していく予定である。

水防月間について

—洪水から守ろうみんなの地域—

5月1日～5月31日(北海道6月1日～6月30日)

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

5月1日から5月31日(北海道は6月1日から6月30日)は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川流域の急速な開発という社会的要因により、洪水等による災害が起こりやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

昨年は平成30年7月豪雨をはじめ、台風や梅雨前線等による大雨により、全国各地で甚大な被害が生じました。

これまでの想定を超える浸水被害が多数発生する中、安全で安心できる地域社会を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携、ハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加など、「地域の防災力」の強化がより重要です。

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として水防月間を定めております。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開し、都道府県、水防管理団体(市町村等)とともに、出水を想定した水防演習や情報伝達訓練の実施、水防資機材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講習会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

2019年度水防月間実施要綱

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期間

2019年5月1日(水)から2019年5月31日(金)まで
(北海道にあっては、2019年6月1日(土)から2019年6月30日(日)まで)

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

(1) 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加する水防訓練の実施

(2) 水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保及び重要水防箇所の周知徹底

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

I 水防の重要性の普及と水防演習等の実施

(1) 広報活動等の推進

① 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力や、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。

② 水防管理団体等は、洪水、内水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、水防学校等の各種行事を実施すること。

③ 都道府県は、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域を速やかに公表するとともに、国及び都道府県は、市町村と連携し市街地・住宅街等における想定浸水深等の表示の推進に努めること。

また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。

④ 市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認出来るよう、ハザードマップ等の周知徹底を図ること。

また、過去の洪水による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知すること。

河川管理者は、水防管理者が浸水被害軽減

地区を指定する際の参考となるよう必要な情報提供・助言等を行うこと。

⑤ 市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の所有者又は管理者に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけること。

⑥ 水防管理団体等は、洪水に対しリスクが高い区域について、ホームページへの掲載や市町村の広報等を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。

⑦ 水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

⑧ 水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村の広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

(2) 水防訓練等の実施

① 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団・消防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。

② 水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験談等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練や、水防に関する新技術の普及、導入に努めること。

③ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、将来の水防の担い手となる小学校児童

や中高大学生を含む多くの地域住民、建設会社を含む企業、NPO等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。

- ④ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している建設業者・建設関連業者等の参加を促すとともに、建設機械の展示や乗車体験等、建設業者を身近に感じられる取組を行うなど、将来、水防協力団体の指定につながる建設業者等と水防管理者の連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。
 なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の要配慮者本人の参加を得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑦ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧ 水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

II 水防体制の強化

(1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した

総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令を含む水害対応タイムライン等を活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村にあっては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難勧告等の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

(2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度等の活用

水防管理団体等は、自主防災組織や企業等に水防協力団体制度の活用を提案することなどにより、水防への参画を促すこと。

(7) 民間事業者の水防活動への参画の推進

水防管理団体等は、水防活動を行う民間事業者の緊急通行、公用負担の権限が付与されたことを契機として、洪水時等に円滑な水防活動が実施できるように、水防管理者と民間事業者の間で、あらかじめ、水防活動を含む災害協定等を締結することに努めること。

Ⅲ 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

河川管理者においては、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

- (1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整

備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。

- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。

2019年度総合水防演習実施予定

地 整 等 名	演 習 名	実 施 日	実 施 場 所
北海道開発局	鶴川・沙流川合同総合水防演習	6月15日（土）	鶴川水系鶴川左岸 （北海道勇払郡むかわ町宮戸地先）
東北地方整備局	阿武隈川上流総合水防演習	5月26日（日）	阿武隈川水系阿武隈川左岸 （福島県郡山市富久山町福原地先）
関東地方整備局	第68回利根川水系連合・総合水防演習	5月18日（土）	利根川水系渡良瀬川左岸 （栃木県足利市五十部町地先）
北陸地方整備局	庄川・小矢部川総合水防演習	5月18日（土）	庄川水系庄川左岸 （富山県高岡市出来田地先）
中部地方整備局	豊川・矢作川連合総合水防演習・ 広域連携防災訓練	5月19日（日）	矢作川水系矢作川右岸 （愛知県豊田市白浜地先）
近畿地方整備局	淀川水防・大阪府地域防災総合演習	5月25日（土）	淀川水系淀川左岸 （大阪府大阪市旭区太子橋1丁目地先）
中国地方整備局	佐波川総合水防演習	5月25日（土）	佐波川水系佐波川左岸 （山口県防府市古祖原地先）
四国地方整備局	重信川総合水防演習	5月12日（日）	重信川水系重信川右岸 （愛媛県松山市井門町地先）
九州地方整備局	白川・緑川総合水防演習	5月19日（日）	白川水系白川左岸 （熊本県熊本市中央区本山2丁目地先）

船場川洪水調節施設の完成について

兵庫県県土整備部土木局河川整備課

1. はじめに

(二)船場川は、(二)市川から、姫路市保城にある飾磨樋門により分流して南に流下し、大野川と合流した後、姫路市の中心市街地を貫流し、飾磨区入船町から播磨灘に注ぐ流域面積約18.2km²、本川の法定河川延長約11.6kmの二級河川です。

平成20年11月には河川整備基本方針を、平成22年2月には河川整備計画を策定し、整備内容として、下流の河道改修及び姫路競馬場における洪水調節施設整備を位置づけました。

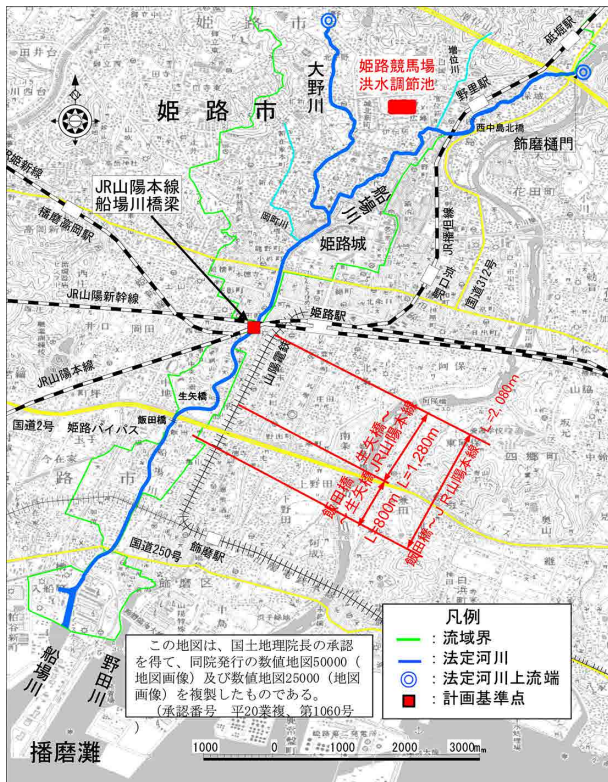


図-1 計画的に整備を進める区間

2. 事業概要

(二)船場川では、平成16年台風第23号により浸水面積約0.3km²、浸水家屋179戸の被害が発生するなど、過去から度々浸水被害を受けてきました。このため、下流の河道改修(飯田工区L=800m)に併せ、早期に流域全体の治水安全度を向上させ、浸水被害の軽減を図るため、平成21年に船場川洪水調節施設の整備に着手しました。

洪水調節施設は、主に3つの施設からなり、洪水時に船場川の河川水を一時的に貯留する貯水容量12万m³の「洪水調節池」を姫路競馬場内に、河川水を分水する「分水施設(自然越流)」を船場川と増位川の合流点付近に、分水施設と洪水調節池を結ぶ「導水路(L=570m)」を県道姫路環状線の地下10mに整備する計画です。



図-2 船場川洪水調節施設位置図

3. 事業経過

平成24年度から25年度にかけ、洪水調節池内の一次掘削(約8万m³)を実施しました。平成27年10月には、本事業の目玉である導水路工事(シールドトンネル)に着手し、まず、分水施設側の立坑工事(ニューマチックケーソン)に着手しました。そして、平成28年10月からシールド掘進を開始し、平成29年6月下旬に掘進が完了しました。

洪水調節池内の二次掘削(約4万m³)はICT活用工事として実施し、洪水調節池と分水施設工事は平成30年5月までに貯留に必要な整備が完了し、洪水調節能力を獲得したことから、平成30年6月の増水期から洪水調節池の供用を開始しました。

また、姫路競馬場内のグラウンドについては、従来、多目的グラウンドとして、利活用されていたことから、洪水調節池整備後も、平常時は有効利用できるよう、兵庫県競馬組合により平成31年1月に人工芝のグラウンドに整備されました。今後、平成31年度夏頃にかけて、工事ヤードとして使用した競馬場内の公園復旧などを実施し、事業は完了する予定です。



写真-1 洪水調節池全景



写真-2 分水施設



写真-3 導水路

4. 事業効果

平成16年10月台風23号で、姫路城周辺市街地において床上浸水12戸、床下浸水167戸の被害が発生しましたが、洪水調節施設により、平成16年台

● 洪水調節池の役割



図-3 洪水調節池イメージ

風23号と同規模の洪水に対して、水位を約80cm低下させ、姫路城周辺市街地の浸水を解消し、流域の治水安全度が向上することが期待できます。

5. 広 報

(1) 工事だよりの発刊

本事業が、大規模事業かつ特殊事業であることから、近隣住民の方々に事業内容及び事業進捗状況等をお知らせするため、平成28年10月の導水路工事本格着手(シールド掘進開始)以降、定期的に工事だよりを発刊(H31.3時点で14号発刊済)し、近隣自治会、近隣小学校への配布、公民館や姫路市役所、兵庫県中播磨県民センター内への備え付けを行っています。



図-4 工事だより

(2) 現場見学会の開催

船場川流域では、総合的な治水対策を推進するためのモデル地区として、河川改修の他、校庭貯留などにも取り組んでいます。このことから、本事業と総合治水の取組との関係等を紹介するため、平成28年12月14日(水)に近隣小学校において、出前講座を実施し、その学習を踏まえ、さらに土木構造物に興味を持ってもらうため、平成29年1月30日(月)、31日(火)に小学4,5年生対象(240名)に現場見学会を開催しました。見学会では、事業紹介とトンネル内ウォークを行い、児童の記憶に残るよう、トンネル壁面に落書きをもらい、県職員並びに工事現場の作業員の方々への激励の言葉や、感謝の言葉をいただきました。

また、平成30年5月27日(日)には、地域住民を対象に「導水トンネルウォーキングイベント」を開催し、地域の方々(約290名)に参加いただき、普段は入ることができない導水路内を散策していただきました。



写真-4 出前講座



写真-5 現場見学会



写真-6 導水路トンネルウォーキングイベント

6. 完成式典の様子

平成31年3月16日(土)に、関係議員、行政関係者、地元関係者を招待し、完成式典を開催しました。式典では、荒木副知事の主催者挨拶のあと、ご来賓の方々からご祝辞をいただきました。

その後、松田姫路土木事務所長からの事業経過報告を行い、テープカット、くす玉開披により、洪水調節施設の完成を祝いました。また、姫路市消防音楽隊による演奏、陸上自衛隊姫路駐屯地の隊員による姫路白鷺^{しらさぎ}太鼓で完成式に花を添えていただきました。

また、式典終了後には、地元少年サッカーチームにより、できたばかりの真新しいグラウンドでサッカー教室が開催されました。



写真-7 主催者挨拶 荒木一聡 兵庫県副知事



写真-8 祝辞 松本剛明 衆議院議員



写真-9 祝辞 末松信介 参議院議員



写真-10 祝辞 清水貴之 参議院議員



写真-11 祝辞 井上智夫 国土交通省水管理・国土保全局 治水課長



写真-15 姫路白鷺太鼓（陸上自衛隊 姫路駐屯地）



写真-12 祝辞 水田裕一郎 兵庫県議会議員 建設常任委員会委員長



写真-16 テープカット、くす玉開披



写真-13 祝辞 石見利勝 姫路市長



写真-17 キックオフ



写真-14 姫路市消防音楽隊

7. おわりに

平成21年の事業着手から約10年、多くの方が携わった事業は無事、完成式を迎えることができました。洪水被害の解消、軽減を願いつつ、本事業が少しでも、地域の安全・安心に役立ち、地域の方々にこの施設があって良かったと思っていただける日がくれば幸いです。

玉来ダム定礎式

大分県土木建築部河川課

1. はじめに

玉来ダムは、大分県竹田市を貫流する一級河川大野川水系玉来川に建設している治水ダムです。

竹田市は、三方を九州の屋根久住連山、阿蘇外輪山、祖母・傾山系に囲まれており、市街地に河川が扇状に集中する地形を有しています。そのため梅雨期を中心に度々洪水被害をもたらしてきましたが、昭和57年と平成2年の何れも7月に大水害が発生したため、平成3年度から、「竹田水害緊急治水(稲葉・玉来)ダム建設事業」に着手しました。予備調査が先行していた稲葉ダムは平成22年度に完成し、玉来ダムは現在建設中で、平成30年10月から本体コンクリート打設を開始しています。



図-1 流域概要図 (稲葉・玉来ダム)



図-2 玉来ダム完成予想図 (CG)

2. 竹田水害緊急治水(玉来)ダム建設事業の概要

玉来ダムは、洪水調節のみを目的とした治水専用の重力式コンクリートダムで、大分県内初の流水型ダムです。(図-3、4)

■計画高水流量配分図

[]基本高水流量 <>最大放流量

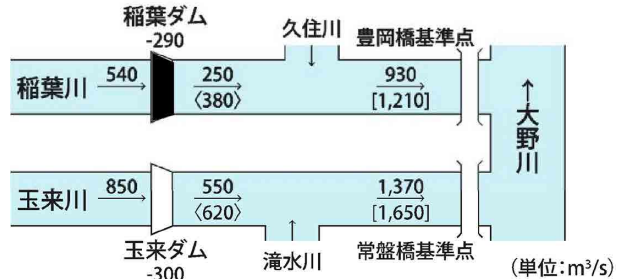
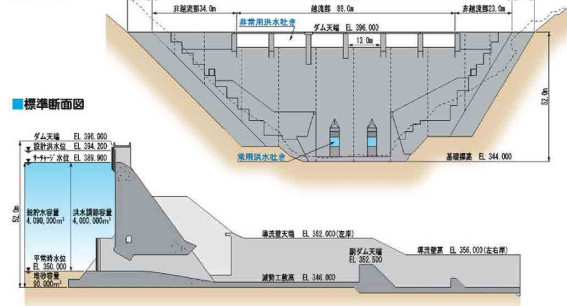
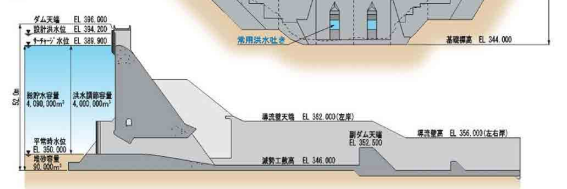


図-3 計画高水流量配分図 (稲葉・玉来川)

■下流断面



■標準断面図



■ダム及び貯水池諸元

位置	左岸 大分県竹田市大字志士知字西谷	集水面積	87.0km²
右岸	大分県竹田市大字川床字山蔵	集水面積	0.23km² (サーチャージ水位)
型式	重力式コンクリートダム(流水型ダム)	総貯水容量	4,090.000m³
型式	重力式コンクリートダム(流水型ダム)	有効貯水容量	4,000.000m³
総高	52.0m	常高水位	EL.350.0m
堤頂長	145.0m	サーチャージ水位	EL.389.9m
堤体積	約13万m³	設計洪水水位	EL.394.2m
天端標高	EL.396.0m	放流設備	常用洪水吐き 高3.75m×幅3.75m×2門 非常用洪水吐き 高4.30m×幅13.00m×6門

図-4 ダム及び貯水池諸元

3. 玉来ダム定礎式

大分県主催による「定礎式・式典」及び竹田市長主催による「祝賀会」を、国土交通省、国会・県議会・市議会議員、地元関係者、地権者など約120名のご出席をいただき、平成31年3月16日に挙行了ました。

現場での定礎式では、玉来ダム建設事務所及び大成・菅・友岡JV職員により定礎石が搬入され、大分県知事による定礎宣言の後、礎石は「鎮定の儀」「齋鍔の儀」「齋槌の儀」を経て「埋納の儀」により設置され、県議会土木建築委員長の万歳三唱により締めくくりました。



写真-1 定礎式会場全景



写真-2 定礎宣言（広瀬勝貞大分県知事）



写真-3 鎮定の儀



写真-4 埋納の儀

その後「竹田市体育センター」に会場を移し、定礎式典・祝賀会を開催しました。

定礎式典では、大分県知事が式辞を述べ、国土交通省や国会議員をはじめとする来賓の方々から祝辞をいただきました。祝賀会では、竹田市長挨拶の後、主催者及び来賓により鏡割りが行われ、日小田市議会議長の乾杯により祝宴に移り、ダム建設の昔話な

どでしばしご歓談をいただき、竹田水害緊急治水ダム建設促進委員会丹会長による万歳三唱の後、大盛況のうちに閉会となりました。



写真-5

中央演壇（広瀬大分県知事）

右側（衛藤・吉川衆議院議員、磯崎参議院議員、佐藤水資源部長、伊勢田九州地方整備局長、川崎ダム技術センター理事長）

左側（首藤竹田市長、井上県議会議長、木付土木建築委員長、土居県議会議員、日小田市議会議長）



写真-6 祝賀会（鏡割り）

4. おわりに

平成24年7月の九州北部豪雨では、完成していた稲葉ダムが治水効果を発揮した一方で、玉来川沿いでは痛ましい被害が発生し、治水ダムの有無が明暗を分ける結果となりました。

この定礎式を機に工事が本格化し、玉来ダムの建設は最盛期を迎えます。今後も、一日も早く治水効果が発現できるよう、着実に事業を推進してまいりますので、引き続き地権者の皆様や関係各位のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



洪水時最高水位に到達し非常用洪水吐から越流している様子（H31年1月）

平成30年6月29日から試験湛水を開始し、平成31年1月3日に試験湛水の最高水位に到達、その後2月11日に試験湛水終了水位まで水位低下させ試験湛水が終了しました。

3月17日には、地元下川町の公民館において、「サンルダム竣工式」が関係者約250名の出席のもと執り行われました。

竣工式は、式辞に続いて主催者を代表して工藤彰三国土交通大臣政務官から挨拶があり、続いて、国会議員、北海道知事、天塩川治水促進期成会長である名寄市長、地元下川町長から祝辞をいただきました。その後代表者によるくす玉開披が行われ、結びにサンルダム建設と町の活性化を図る会夏野俊一会長のご発声で万歳三唱を行い式典は無事終了しました。

サンルダムの完成は、地域の洪水に対する安全度を高めるとともに、新たな観光資源として、また癒やしの空間として、多くの方々に愛され、地域活性化に貢献するものと大いに期待しているところです。



サンルダム建設と町の活性化を図る会夏野俊一会長による万歳三唱



竣工式を祝う、くす玉開披セレモニー

柿川放水路竣工式

新潟県長岡地域振興局地域整備部

1. はじめに

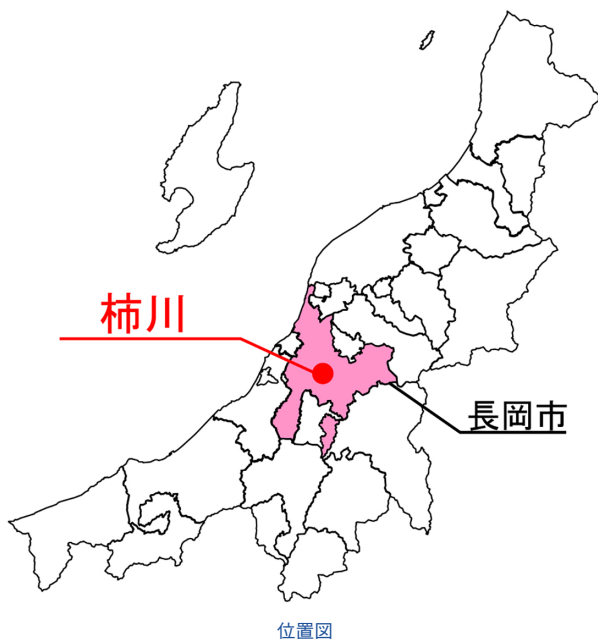
平成31年3月23日(土)に、平成24年から整備を進めてきた柿川放水路の竣工式が行われました。

竣工式には、主催者の新潟県副知事、共催者の長岡市長をはじめ、来賓として塚田国土交通副大臣、地元選出の国会議員や自治体・地元関係者など約150名の方々に出席をいただき、竣工を祝いました。

この事業の竣工にあたり、事業の概要・経過及び竣工式について報告させていただきます。

2. 柿川流域の概要

柿川は、新潟県長岡市東部の東山丘陵に源を発し、長岡市街地の中心部を貫流し長岡市西蔵王地先で信濃川に合流する流域面積13.3km²、流路延長11.2kmの一級河川です。柿川流域では、過去に幾多の大水害を経験しており、そのたびに長岡市中心市街地の住宅密集区域は浸水被害を受けています。近年では、平成14年度から平成23年度の過去10か年の間に延べ4回の床上浸水被害(床上・床下浸水計1,020戸)が発生しており、特に平成23年7月新潟・福島豪雨では、床上浸水147戸、床下浸水734戸(事業所、非住家含む)の甚大な浸水被害が発生しました。



長岡市中心市街地の浸水状況 (H23年7月新潟・福島豪雨)

3. 柿川放水路事業について

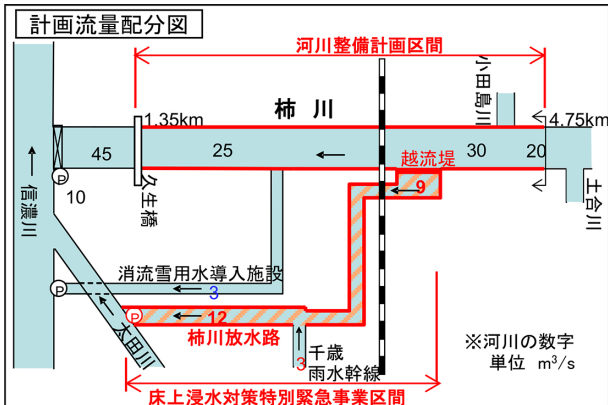
新潟県では、この平成23年の水害を契機として、床上浸水対策特別緊急事業により柿川放水路の整備に着手しました。事業内容は放水路1.4km、排水機場1基、越流堤1基を建設するもので総事業費は約128億円です。放水路本体は2連のコンクリート製ボックスカルバート(幅6.7m~8.2m、高さ2.3m~2.5m)で、その大部分を幹線市道下に埋設する計画でありましたが、道路の両側には家屋等が近接しており、既存の道路幅の中で車道1車線と両側歩道を確保しながら工事を進めるためにオープンシールド工法を採用しました。

施工については関係機関との調整によりエリアを分けて効率的に実施しました。放水路本体におけるJR在来線直下の横断部と新幹線高架の近接部については、JR東日本に工事を委託し、また市道交差点に埋設されている重要通信ケーブルについて活線施工するために、当該交差点部をNTT委託により実施しました。

なお、柿川放水路の排水先となる太田川の樋門工事については北陸地方整備局信濃川河川事務所より実施していただきました。

平成29年8月から暫定運用を開始し、1年後の平成30年8月28日早朝の豪雨時には洪水約3,000m³を放水路内に貯留し、柿川本川において最大約14cm(推定値)の水位低減効果を発揮しました。平成31年

2月、排水機場と越流堤の完成により柿川放水路が完成し、平成31年3月23日に竣工式を執り行いました。



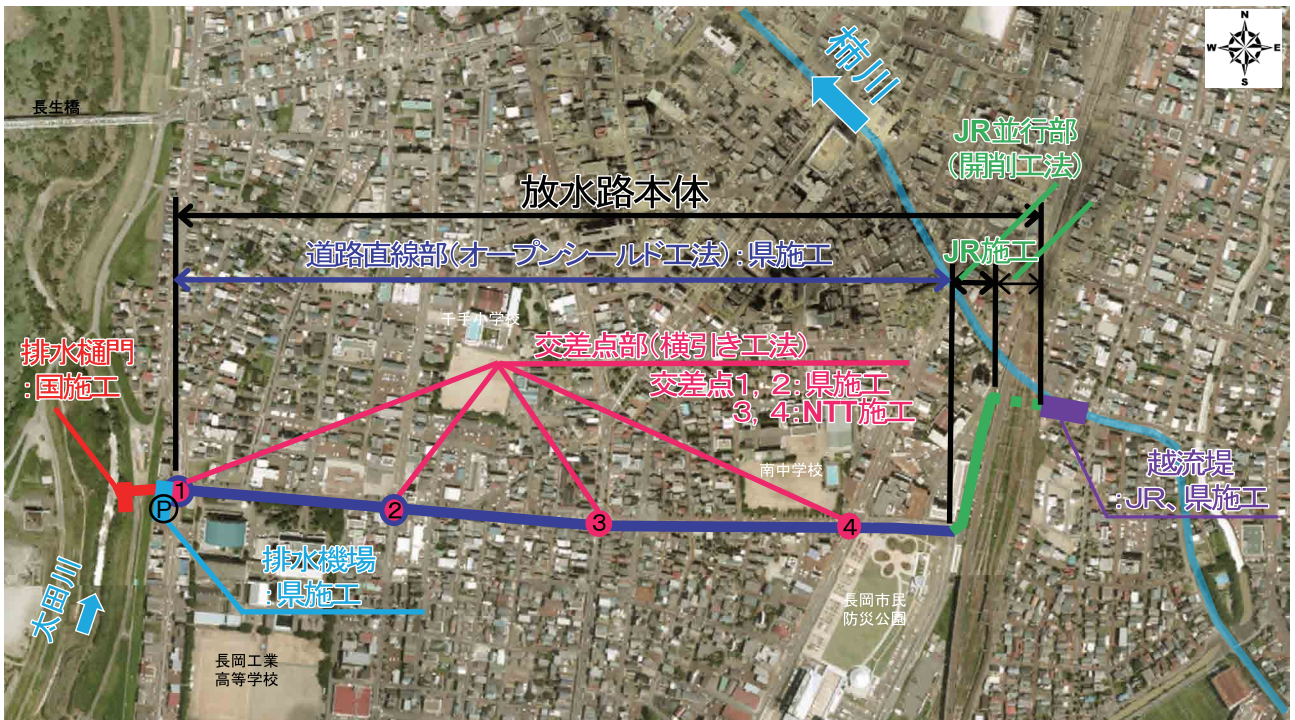
柿川放水路下流端より上流側をのぞむ



平面图



道路下の放水路本体 (B 8.2m x H 2.3m)



施工区分図

4. 柿川放水路竣工式の概要

柿川放水路竣工式では、主催者を代表して新潟県知事(副知事代読)から、本日の竣工式にあたり、「貴重な土地を提供していただいた地権者の皆様をはじめ、長期にわたる工事に伴う通行規制等に御理解・御協力いただいた地域の皆様方、国土交通省、長岡市等の関係機関、さらには放水路建設に御尽力いただいた関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに、激甚化する豪雨災害に対し、防災・減災を加速させていき、『住んでよし、訪れてよしの新潟県』の実現を目指して取り組んでまいります。」との式辞があり、共催者の長岡市長からも挨拶をいただきました。

来賓の塚田一郎国土交通副大臣からは、「抜本的な治水対策には確実かつ集中的な支援が必要であり、この柿川放水路を先駆的事例として、来年度より新たな個別補助制度を創設することとしています。今後も国民生活の安全・安心を確保するため、総力を挙げて防災・減災対策を強力に推進してまいります。」と祝辞をいただきました。

続いて、泉田裕彦衆議院議員、星野伊佐夫県議会議員からご祝辞をいただいた後、長岡地域振興局地域整備部長より工事報告を行い、記録映像「柿川放水路竣工への歩み」の放映の後、くす玉開披を執り行い閉式となりました。

その後、アトラクションとして、長岡市商店街連合会理事長の安藤様より「日本万歳獅子舞」を披露していただき、参加者全員による万歳三唱で大いに盛り上がりました。



磯田長岡市長挨拶



塚田国土交通副大臣祝辞



益田副知事式辞



くす玉開披



万歳三唱

5. おわりに

柿川放水路の整備に加え、下水道（雨水対策）事業と水防活動等ソフト対策の実施により、今後、柿川流域では平成23年7月新潟・福島豪雨に対して、浸水家屋を約9割減らし、床上浸水被害を解消することができます。柿川放水路の完成は長岡市中心市街地の治水安全度を飛躍的に向上させ、地域の安全で安心な暮らしの礎として大きく貢献していくものと期待しております。

今後は、今回完成した放水路の適正な管理に努めるとともに、引き続き柿川本川の整備をはじめ地域の防災・減災機能の向上に向けた取組を推進していきたいと考えています。

結びに、本事業が竣工を迎えられたのは、ひとえに住み慣れた貴重な土地を提供してくださった皆様や、長期にわたる交通規制に御理解、御協力いただいた地域の方々をはじめ、行政関係者、各団体関係者など、事業に関係した全ての方々の御尽力によるものであり、心より厚く御礼を申し上げます。